

【調査の概要】

1 調査の目的

2023年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2023年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計（基幹統計である漁業構造統計を作成する調査）として、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づき実施している。

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	配布：調査員 回収：調査員、郵送又はオンライン 調査員調査は自計申告を基本とし、調査客体から申し出あれば面接調査も可能。
	海面漁業 地域調査	農林水産省 民間事業者	配布：郵送 回収：郵送、オンライン又は調査員
内水面 漁業調査	内水面漁業 経営体調査	農林水産省 地方組織 (調査員)	配布：郵送 回収：郵送、オンライン、職員又は調査員往復郵送調査を基本とし、地方農政局長等の判断で調査員又は職員による回収も可能。 調査員調査又は職員調査は自計申告を基本とし、調査客体から申し出あれば面接調査も可能。
	内水面漁業 地域調査	農林水産省 民間事業者	配布：郵送 回収：郵送、オンライン又は調査員
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省 民間事業者	配布：郵送 回収：郵送、オンライン又は調査員
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	農林水産省 地方組織 (調査員)	配布：郵送 回収：郵送、オンライン、職員又は調査員往復郵送調査を基本とし、地方農政局長等の判断で調査員又は職員による回収も可能。 調査員調査又は職員調査は自計申告を基本とし、調査客体から申し出あれば面接調査も可能。

4 調査の対象（海面漁業調査に係る漁業経営体調査、以下同様。）

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

5 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査期日

令和5年11月1日現在

（一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績）

7 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

8 集計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行った。

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

なお、有効回答数については次のとおり。

単位：調査対象

都道府県名	調査票配布対象数	有効回答数
全 国	67,067	65,662
愛 媛	2,813	2,736

- 注：1 「調査票配布対象数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取りによる補正や、調査員調査の結果、調査対象と判定された対象の数である。
- 2 「有効回答数」とは、回収された調査票のうち、適正に回答された調査票の数及び、回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

9 用語等の解説

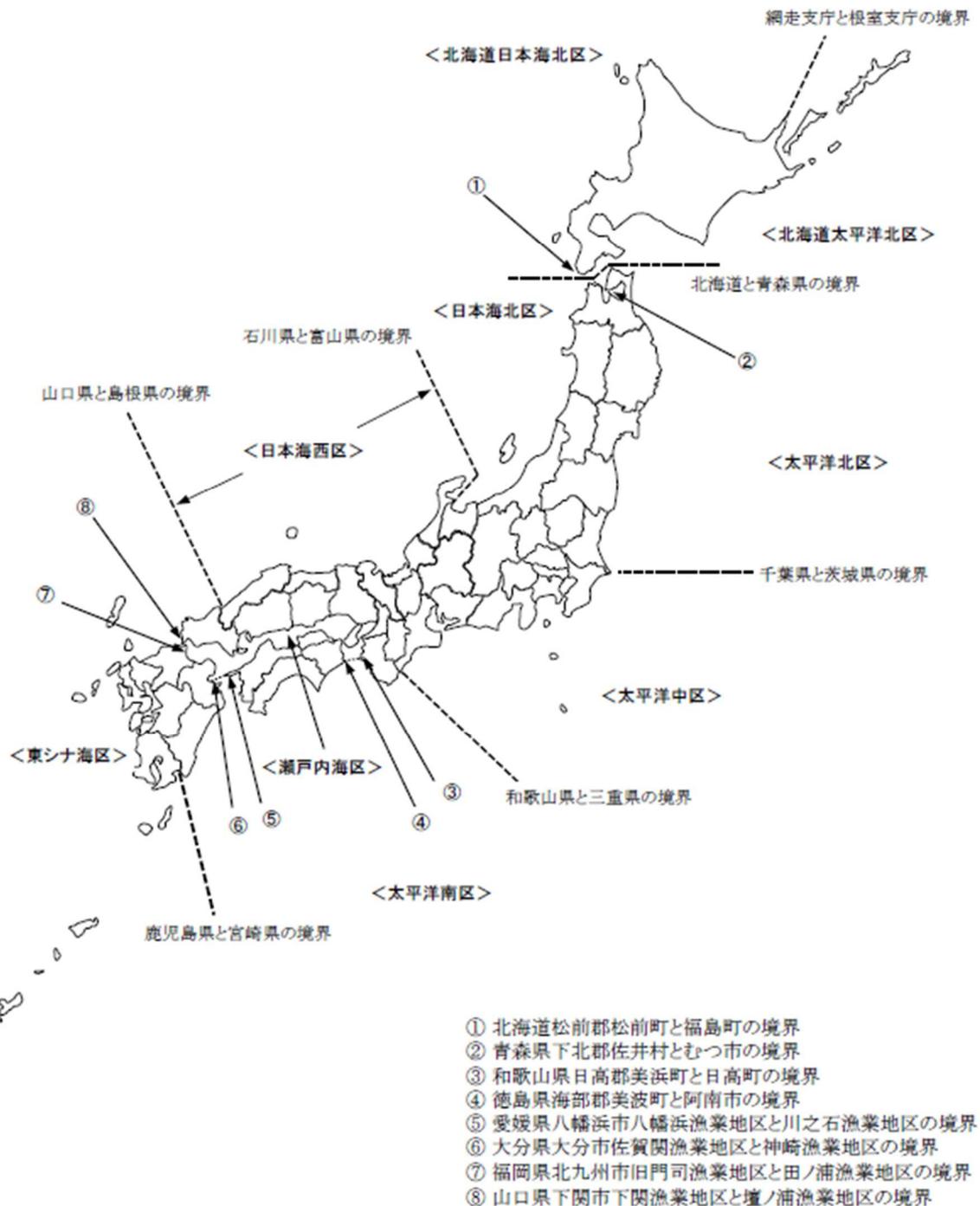
海面漁業

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

漁業経営体	<p>調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。</p> <p>ただし、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。</p>
経営組織	漁業経営体を経営形態別りに分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	<p>会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。</p> <p>なお、特例有限会社は株式会社に含む。</p>
漁業協同組合	<p>水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。</p> <p>なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。</p>
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。</p>
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。
個人経営体の専業分類	

専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
後継者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

10 大海区区分図



漁獲・収獲した水産物の輸出

調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収獲物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。

「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。

① 自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合

② 自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

11 利用上の注意

表章記号

表中に用いた記号は以下のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

12 その他

本資料の詳細な数値は、ホームページに掲載する。

なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- この内容は、愛媛県ホームページで御覧いただけます。

ホーム> 組織でさがす > 企画振興部 政策企画局 >

企画統計課 > 漁業センサス

- 2023年漁業センサス結果（確定値）を含む各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページで御覧いただけます。

ホーム> 統計情報> 分野別分類/水産業> 漁業センサス



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<http://www.e-stat.go.jp/>

お問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局

企画統計課 生活統計係

電話：（代表）089-941-2111

内線 2267

（直通）089-912-2267

5年に1度の一斉調査

2025年農林業センサス（令和7年2月1日現在）を実施します。

調査期間

令和6年12月中旬～令和7年2月末

農林業経営体調査

令和7年1月中旬～令和7年2月末

農山村地域調査（市区町村調査）

令和7年10月上旬～令和7年12月末

農山村地域調査（農業集落調査）

円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いいたします。

また、調査票はオンラインによる回答も可能です。



農林業センサス

農林業センサス 2025

